

2017年2月定例会(3月6日) 松谷清議員 厚生委員会 陳情に関する質疑全文

○白鳥委員長 初めに、陳情審査を行います。

陳情第1号国民健康保険の保険料に関する陳情を議題といたします。

本陳情については、陳情者から趣旨説明の希望がありますので、これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

○白鳥委員長 御異議もないようですので、陳情者の趣旨説明を許可いたします。

〔陳情者演壇へ移動〕

○白鳥委員長 趣旨説明に先立ち、陳情者の方にお願いいたします。

初めに、御住所とお名前を述べていただき、趣旨説明については、5分以内で簡潔に述べていただくようお願いいたします。

では、趣旨説明をお願いします。

○河口陳情者 駿河区上川原に在住しております河口と言います。静岡商工会の事務局長をやっております。

それでは、陳情をさせていただきます。

国民健康保険の保険料に関する陳情。

私たちは、静岡市を中心に、小零細な自営業者約1,400事業所が参加し、営業と暮らしを守るため活動している静岡商工会と申します。1952年に設立され、ことしで65年目を迎えます。

私たちの会員事業所の実に8割強が静岡市の国民健康保険に加入しております。会員事業所の生活状況を見ますと、各種税金の納税以上に国民健康保険料の負担が営業と生活を圧迫しているのが現状です。

そのような中、昨年、一昨年と保険料の値下げに御尽力いただいたことには、まずもって感謝を申し上げます。

しかし、昨年の決算を見ますと、一般会計からの繰入金を減額し、その穴埋めとして積立金を取り崩した結果とのことです。本来積立金は予期せぬ事態が発生し、大幅な値上げをせざるを得ないといった際、被保険者の負担を抑えるものと認識しております。

国民健康保険制度は、ほかの医療保険と比較しても年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準は低く、保険料負担が重い、収納率が悪くなるという問題を抱えていることは認識いただいていると思います。

特定健診を活用し医療費を抑制したり、滞納整理を強化し収納率を上げたとしても、自助・共助だけでは賄えず、公助にも頼らざるを得ないところまで来ております。

そのような中、一般会計からの繰入額を減額し、被保険者からの保険料で制度を維持させようすることには矛盾を感じます。

1、県からの納付金及び標準保険料率が示された際には、これまでの市の保険料率の現状維持に努めること。

2、将来的に保険料率の引き上げが想定されるときには、一般会計からの繰入金を増額し保険料率の維持に努めること。

以上をお願いしたいと思います。

○白鳥委員長 お席にお戻りください。御苦労さまでした。

それでは、この際、委員の皆さんから陳情者に対する質疑を受けたいと思いますが、質疑はありますか。

○松谷委員 御苦労さまです。

皆さんから今、国民健康保険の構造的な問題や、実際に自営業者として厳しい現状にあるというお話がありました。2項目、陳情いただいている。当初3項目として引き下げをという項目もあったわけですが、昨年の議会で1回陳情を受けているということで、今回は項目からは外れていると聞いております。引き下げについての皆さんの御意見を、今この場で、もしあれば、お聞きしたいと思います。

○河口陳情者 実際は引き下げをしていただければとは思います。ただ、先ほども申しましたように、自助・共助ではどうしようもない、公助の部分を大切にしていただきたいと思っております。静岡市だけが市民の味方じやないと思われるののは得ではないと僕らは思っておりますので、何とかその部分を酌んでいただき、さらに値下げまで持つていていただければというのが実情です。

○鈴木委員 陳情いただき、ありがとうございます。

皆さんも自営業者というか、会員さんの8割以上の方が国民健康保険に入っておられるということですけれども、営業と生活を圧迫していますということで、納税以上に国保料の負担が重いという御意見もありました。その実態など、紹介できる範囲で結構です、余り生々しくなくても結構ですので、紹介できる範囲でお伝えいただきたいです。それと、この陳情の確認ですけれども、できれば引き下げをしてほしいということですが、現状維持に努めることという意味は、せめてこれ以上値上げにならないように、負担増にならないようにという意味でよろしいか、その確認をさせてください。2点、お願いします。

○河口陳情者 私たちの会員事業所の場合ですが、長時間労働になることも当然ありますし、体を大事にねという話をしても、健康診断等も受けない方が多いです。その結果として、体調を壊す方も多いいらっしゃいます。同時に、医療費がかかることもありますので、受診をすることを控えてしまうという事実も、ちょうど確定申告期ですので、そういう話を聞いております。そんな中で事業をリタイアされた方に会ったときに、ゆっくりする時間ができたということで健康診断を受けたら、実はがんが見つかってねというようなことも、7件のうち2件ありました。自分の担当の中だけでもです。そういう事実も踏まえ、やっぱり負担が大きいのかなということです。

維持ということに関して、確かに保険料が下がることはすごくいいことだと思っておりますが、市の財政状況も考えると、やっぱり市も努力してくれているんだよというところを見せていただきたいというのが中心でございます。そのため2つの項目に絞らせていただきました。

○白鳥委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」〕

○白鳥委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を終わります。

陳情者の方は傍聴席へお戻りください。

〔陳情者傍聴席へ移動〕

○白鳥委員長 次に、本件に対し当局から説明をお願いいたします。

○吉永保険年金管理課長 平成30年度からの都道府県単位化により、県が県内の保険給付費を推計し、各市町が支払う納付金や標準保険料率が示され、その標準保険料率を参考に市が保険料率を決めることがあります。現時点では県から納付金の額や標準保険料率は示されておりません。

したがいまして、現時点では、納付金や標準保険料率がどのようになるのかはわからない状況であり、保険料率等については、県から納付金の額等が示された後、国民健康保険運営協議会において審議していく必要があると考えております。

次に、一般会計からの繰入金の増額についてですが、国民健康保険事業では、保険給付費等の支出の見込みから、国や他の保険者からの交付金等を差し引いた残りの金額について被保険者からの保険料で全て賄うことが原則となっております。

このような原則の中で、法定外繰入金は、保険料収入の不足を補うため例外的に導入するものであり、その財源は市民の皆さんの税金であることから、慎重な検討が必要であると考えております。また、平成30年度から都道府県単位化により、法定外繰り入れについては解消・削減するよう國の方針として示されているところです。

なお、ことしの国民健康保険運営協議会においても、法定外繰り入れを増額してほしいといった意見がある一方で、簡単に一般会計から繰り入れることはいかがなものかといった意見や保険料のみで賄うのが本来の姿ではないか、慎重に検討してほしいという意見もありました。

こうした状況を踏まえ、さまざまな立場からの意見や専門的な知識により、多角的な見地から議論を行つていただいている国民健康保険運営協議会において、今後も引き続き慎重に審議してまいりたいと考えております。

○白鳥委員長 それでは、ただいまの説明に対して、質疑等はありますか。

○松谷委員 2項目の陳情についての当局の考え方をお伺いしましたけれども、納付金がまだ示されていないので、今後の課題だということでした。この納付金は、具体的にはどういう形で算定されてくるものなのか。確認の意味でお願いしたいと思います。

○吉永保険年金管理課長 まず、全体の保険給付費を決める必要がございます。県内の保険給付費をどのような方法で推計するかですが、県の担当者に確認したところ、各市町の過去3年の保険給付費の伸びから推計を行つてのことでした。ただ、推計方法については精査中のため、今後変更することが考えられるという話でした。

次に、県内全体の納付金の額をどのように決めるかですけれども、県内全体の納付金の額につきましては、県内の医療費、後期高齢者支援金などの見込みから、国の交付金、それから、前期高齢者交付金等の額を除いて算出いたします。納付金が決まりましたら、市町の年齢構成ですか医療費、所得水準に応じて配分するということで、その水準をどのくらい反映させるかにつきましては、現在、連携会議等で検討中で

ございます。

○松谷委員 今、納付金の全体の流れについて御説明いただいたんですけれども、そういう県全体のものが決まって、静岡市の納付額を決めてくるんですけども、2つの要素で納付額が決まる。1つは、医療費の実態に合わせた年齢構成と、それから、所得水準ということですけれども、静岡市は、大体今の保険料よりも、その2つの基準でいったときに、どの程度になっていくかという予測ですね、今はわからない、わからないと言っているんだけれども、ある程度、やっぱり皆さんもかなり議論されているので、その点について、改めてお伺いしたいと思います。

○吉永保険年金管理課長 今申し上げましたように、まだ不確定の部分が、非常に多くございまして、静岡市の納付金の額につきまして、現在より多くなるか少なくなるかにつきまして、現在まだ不明の状態でございます。

○松谷委員 不明ということなので、これ以上この議論を続けるのはちょっとあれなんで、ですけれども、やっぱりある程度は、私は想定しているんじゃないかと思うわけです。

それで、実際、国保運営協議会で、29年は据え置き、30年から段階的引き上げという中で、市の法定外繰り出しの額が一応推定で出ていますよね。なので、そういう意味で、ある程度想定できるのではないかという点と、実際に9億円、6億円、5億円、4億円と、漸減しているわけなんですが、この漸減は、先ほど保険料で、後期高齢者であるとかいろんな形の収入もあるわけですけれども、そういう中で、保険料だけでという国の指導はあるけれども、現実的には何年間かは市は法定外繰り入れをするわけで、そのスタンスはどういうスタンスになるんですかね。法定外繰り入れをやめるわけじゃないんですね。その点をお伺いしたいと思います。

○吉永保険年金管理課長 保険料の額、保険給付費の額ですが、先ほど言いましたように、県の状況がまだ不透明な部分でわからないということは先ほど申し上げました。

それで、昨年の運営協議会の中で、静岡市独自で試算いたしまして、それで、全体の額が幾らかというのを出しておりますので、その金額を現状は、今後、30年度の広域化以降に必要としている額ということで考えております。

それから、先ほどの法定外繰り入れの関係ですけれども、先ほどの答弁と多少繰り返しになってしまふのですけれども、やはり被保険者からの保険料で賄うことが原則という中で、先ほど答弁しましたように、例外的に繰り入れるものであるということで、財源についても市民の皆様の税金であることから、慎重な選択が必要だということですので、今後も引き続き国民健康保険運営協議会の中で、これについても審議していきたいと考えております。

○松谷委員 慎重にというんだけれども、現実的には数字が出ているわけですよね。9億円がなぜ6億円になるのかという問題ですけれども、やっぱり例外的に、平成33年に政府の流れとしては、全体として今言われている保険料で賄う体制と、それから、県自体が、国からも基金ということで2,000億円の国全体で出ていますから。そういう中で、変更、移行していくと思うんですけども、この3年間については、ある意味でその例外的というのは、静岡市の政治、施策スタンスで私は可能じゃないかと思うんです。その点で、例外的な

んだけれども、3年間というものについての一つの考え方として、今示されている額よりも多い額の繰り入れは、私は可能ではないかと思うのですが、その点を改めてお伺いしたいと思います。

○白鳥委員長 松谷委員にお願いしますが、この審査に必要な内容に限って、質疑していただきたいと思います。

○吉永保険年金管理課長 過去の部分も含めてですが、実際に基金残高が26年度末に61億円ということで多くなりまして、27年度には医療費の適正化ですとか保険料収納率の向上に努めながら、基金を最大限に活用して、被保険者のみならず市民全体の負担軽減を図りながら健全な運営ができる見通しとなつたので、保険料を引き下げて、それと同額の法定外繰入金を8億円減額するという形の運協からの答申を受けました。さらに、28年度も同様に保険料率を引き下げ、それと同額の法定外繰り入れを9億円削減する答申を受けたところです。

こうして27年、28年、2年連続で保険料引き下げを行いましたが、今回の運営協議会の議論の中で、2年引き下げしたけれども、今後の医療費の増といったものを踏まえると、やはりここで引き下げるよりも据え置くべきだという答申を受けて、今回据え置きという形でやらせていただくということでございます。

○白鳥委員長 ほかの委員の方は、いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」〕

○白鳥委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑等を打ち切ります。

ただいま議題となっています陳情は、いかが取り扱いましょうか。御意見がありましたらお願ひいたします。

○丹沢委員 自民党会派としては、当局の説明にあったとおりだと思います。こちらの陳情については、採択することには賛成できません。

この陳情文の中にもありますけれども、一般会計からの法定外繰り入れの減額に対して、これは制度的な矛盾じゃないかということを最後の行で書いておられますけれども、多くのお勤めの方々、会社等で働いていらっしゃる方々は被用者保険に入られていて、御自分たちの保険料を払い、そして税金を納付しておられるわけですが、その税金から国保に投入しなさいよという御趣旨だと思うんですね。一般会計というものがどこかに山ほど余っているというものではなくて、これは、高齢者であり、障害者の方々であり、また、子供たちの育成に使っていくための財源であるわけなんですね。国保会計自体が加入者の方々の生活等も、大変厳しい状況にあるというのは、これは承知しておりますけれども、こちらで足りないから、そっちのお金をこっちへ回せという、そういう単純な話ではもちろんないと思います。

国保運営協議会の中では、被用者保険の方々からは、どうして国保にそれだけ投入するんだと、我々が納めた税金からそちらへみんな使ってしまうのかというような声もあるということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

昨年、一昨年と、私ども自民党も尽力させていただいて、法定外繰り入れの減額と同時に保険料の減額にも努めさせていただきました。今年度、来年度については据え置きという結論をしておりますけれども、今後の議論も注目していきたいと思っております。状況を把握、確認していかなければいけないと思っておりますが、今回のこのタイミングで、この陳情については採択できません。

○水野委員 志政会です。陳情者の説明で、当局の現状を理解した上で、具体的な医療に対する生の声を聞いて、願意は大変理解はできます。しかしながら、国保加入者の減少、それから、高齢者社会を迎えておりまして、私も調べましたら、来年度、平成 29 年度の社会保障費に 632 億円かけておりまして、前年比 22 億円の増加であります。こういう財政状況を鑑みて、そして、今後広域化による県内全体の納付金額が示されていない段階では、これは採用できないと思っております。不採択とさせていただきます。

○岩崎委員 公明党です。基本的に保険料の自己負担の軽減というスタンスに公明党はあります。今回、示されている陳情項目は、今後どのような形で県からの数値が示されるのか。現段階では、この内容については採択できないと考えます。将来的に、この切りかわりのタイミングで、今後につきましても、やはり国保運営協議会にてしっかりと審議していただいた上で、決めていきたい。そのように考えております。

○白鳥委員長 不採択ということでよろしいですか。

○岩崎委員(続) 不採択です。

○鈴木委員 日本共産党ですけれども、陳情項目の2項目は、これは、せめて値上げをしないように当局がいろいろ努力してほしいということで、当然行政がやるべきことです。ですので、大変控え目に陳情を出されているようにも受けとめております。繰入金についていろいろと議論されておりますが、これは県単位化になった際のことを心配されて、陳情者の方は意見を上げておられます。県単位化そのものが、これから県が医療をどれだけ提供するかということも含めて、県が全て保険料も管理するという、大変これから市の独自性が、自由がきかなくなるもとなんです。いろんなニュースを聞いていますと、まだ納付金だとか標準保険料率が示されない、示されないと課長はお答えになりますけれども、埼玉県でもう行っている試算を見ますと、かなり値上げになっています。それもこの1~2年のうちで、保険料率は県下統一するというような方針も、方針としては、県下統一したいという方針が出ているようです。今、静岡市は県下の中で保険料の高い順からいうと、今でも 35 自治体中で9番目に高いです。これが県単位化になれば、当然、県でもっと高い納付金、それから標準保険料率が示されるおそれは、私たちが一番心配していることですので、それに対して自治体がどう加入者の暮らしを守るのかという意味では、今、一般会計からの繰り入れを増額すること以外には実現できないとも思います。

全国的には、自治体は今でも繰り入れをしていますし、県単位化になった後も繰り入れを継続しなければ維持できないほど、国保事業が疲弊しているところまで来ています。

それともう1点、国保に入っている方と社会保険の方との比較について、議論がありましたが、国保の方は、所得で言いますと、加入者1人当たり平均で 86 万円です。それに対して組合健保の方は1人当たり所得で見ますと 207 万円で、3倍近い所得の差があります。その中で保険料負担率は、国保の方は約1割の負担率があると。それに対して組合健保は 5.7% ですので、やはり国保に加入している方は負担が重いと。こういう実態からいけば、法定外繰り入れをして、しっかり市民の暮らしを守るという立場に立つべきだと思いますので、この陳情の2項目とも賛成いたします。

○松谷委員 緑の党ですけれども、この2点については賛成です。鈴木委員からも指摘がありますけれど

も、この文章をよく読むと、非常に配慮された陳情項目になっていまして、標準保険料率、納付金はまだ示されていないという、先ほど課長から御答弁をいただいていますけれども、示された際には、これまでの市の保険料の現状維持に努めることというふうに、努力規定なんですね。それが先ほどの河口事務局長の発言にもつながっていると思うんですけれども、そういう点で、この陳情項目自体は何ら、今、国保運営協議会の皆さんの方針性なり、当局の方針性とも矛盾しない項目ではないかと思います。

2点目についても、これも引き上げる際にということで、努力規定なんですね。先ほどから市民全体の公平性の観点ということがよく言われますけれども、現実的には、構造的に低所得者、あるいは年金受給者の方々がもう国保の加入者の半分を占めているわけで、発足した当時の農家の方や自営業者の方ということではない現状の中で、これはやっぱり国がきちんと、この健康保険制度に対する支援を明確にしなければいけない。金額においてもですね。そういうことが問題になっているという現状があるわけで、その中で、自治体としてどういう形でこの問題に臨んでいくかが求められているということだと思います。

その点で、静岡市自体も繰入額を、例外とはいえ、30、31、32年度について、ちゃんと繰り入れるということを一応示しているわけですね。ですので、これは姿勢の問題、政策のスタンスの問題なので、国がこの現状として保険料を全部やるといつても、実際にもうそれに逆らう意思は持っているわけですから。あとは、現実の市民やこうした自営業者の皆さんの中の声をどう聞くかという問題だと思います。その点で、この陳情の2つの項目は、現状からしても問題ない項目だと思いますので、賛成したいと思います。

○白鳥委員長 それでは、採決に入ります。

不採択との意見がありましたので、本件は挙手にて採決します。

陳情第1号は採択することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○白鳥委員長 賛成少数でありますので、陳情第1号は不採択と決定いたしました。

以上で陳情審査を終了いたします。